

令和3年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第4号説明資料

令和3年2月15日

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2
参考	3～4

学校教育課

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき設置している「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」では、審議や事実調査・認定において、弁護士が中心的な役割を担っていることから、その職の専門性に鑑み、報酬の額の改正を行うものです。

2 改正内容

大磯町いじめ問題対策・調査委員会委員の報酬の額は、条例に「日額6,500円」と規定していますが、弁護士に委嘱する場合は、条例第2条の規定に基づき、学識経験者として、「日額8,400円」を支給しています。

委員会での審議においては、児童生徒や保護者と対話をする能力、いじめの背景にある学校や取り巻く環境等を理解し、俯瞰的に事実を検証する資質が求められ、弁護士による対応が不可欠となっています。

そのため、職の専門性に鑑み、弁護士に委嘱する場合は、報酬の額を「日額20,000円」として新たに規定します。また、「日額6,500円」は弁護士以外に委嘱する場合の報酬の額として明確に区別して規定するため、条例の別表の一部を改正するものです。

3 施行日

令和3年4月1日とします。

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第5条 省略			第1条～第5条 省略		
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>					
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略	教育委員会委員	省略	省略
）	）	）	）	）	）
図書館協議会委員	省略	省略	図書館協議会委員	省略	省略
<u>いじめ問題対策・調査委員会委員</u>	<u>日額 20,000 円</u>	<u>同上</u>			
<u>（弁護士）</u>					
<u>いじめ問題対策・調査委員会委員</u>	<u>日額 6,500 円</u>	<u>同上</u>	<u>いじめ問題対策・調査委員会委員</u>	<u>日額 6,500 円</u>	<u>同上</u>
<u>（弁護士以外）</u>					
郷土資料館協議会委員	省略	省略	郷土資料館協議会委員	省略	省略
）	）	）	）	）	）
名誉町民選考委員会委員	省略	省略	名誉町民選考委員会委員	省略	省略

〇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）抜粋

第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

○大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則（平成27年10月7日大磯町教育委員会規則第7号）抜粋

（趣旨）

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された大磯町いじめ問題対策・調査委員会（以下「委員会」という。）について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）大磯町いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うための審議に関すること。
- （2）いじめの重大事態を明確にする調査に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するものとする。

- （1）弁護士
- （2）心理又は福祉の専門家
- （3）教育に関して学識経験を有する者
- （4）大磯町区長連絡協議会代表者
- （5）大磯町民生委員児童委員代表者
- （6）大磯町人権擁護委員代表者
- （7）町立小・中学校PTA代表者
- （8）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者